

社員選挙に関する告示

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
千代田中央選挙区選挙管理委員会告示第1号

平成30年度の社員選挙に関し、社員選挙規約第11条により下記の通り告示する。

1. 立候補届出期間

平成30年3月 6日（火） 午前9時より
平成30年3月16日（金） 午後5時まで
ただし、土曜日・日曜日・祝祭日は除く
郵送での届け出は平成30年3月16日消印まで有効。

2. 立候補届出場所

〒101-0047
千代田区内神田1丁目8番9号
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会千代田中央選挙区
選挙管理委員会

3. 投票方法

投票所における投票による。
(1) 期 日 平成30年4月10日（火）
(2) 時 間 午前10時より11時までの間
(3) 場 所 千代田中央支部 事務所
(4) 開 票 即日開票

4. 選挙の資格

社員選挙の選挙人・被選挙人の資格は、社員選挙規約第2条により、平成29年12月31日現在の正会員とする。

5. 社員定数

当選挙区の社員定数は、23名
なお、社員が定数を欠けた場合に備えて補欠社員の選出数を
12名とする。

6. 社員の義務

年2回実施される本部社員総会には、出席しなければならない。

(注) 立候補届け出書類を郵送する場合は、必ず**書留郵便**にすること。

(注) 立候補の数が定数であるときは、投票は行わない。

平成30年3月1日

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
千代田中央選挙区選挙管理委員会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-8-9 福田ビル

平成 30 年度

社員選挙取決め事項について

下記事項に基づき社員選挙を実施いたします。

記

- 1・立候補届出書類は、千代田中央支部事務所に請求し受領するものとする。
- 2・立候補届出書類は、郵送の場合すべて書留郵便とする。
または千代田中央支部事務所に直接持参するものとする。
- 3・社員の順位については、選挙管理委員会において、公正を期する方法にて決定する。
- 4・社員選挙執行に関しての結果は、立候補者届出終了後に千代田中央支部ホームページにて報告する。
- 5・その他選挙の執行に関して疑義を生じた場合は、社員選挙規約または選挙管理委員会の判断に従うものとする。